

令和4年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和4年3月25日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 12 山口伸彦 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 11 加藤弘文

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第8号

設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第9号

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第10号

設楽町消防団条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第11号

設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

- 日程第 6 議案第 12 号
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 7 議案第 13 号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 8 陳情第 1 号
国道 257 号と町道田内清崎線との交差点に信号機ならびに横断歩道を
設置する陳情書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 9 議案第 21 号
令和 4 年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 22 号
令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 11 議案第 23 号
令和 4 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 12 議案第 24 号
令和 4 年度設楽町簡易水道特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 13 議案第 25 号
令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 14 議案第 26 号
令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 15 議案第 27 号
令和 4 年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 16 議案第 28 号
令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 17 議案第 29 号
令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第 18 議案第 30 号
令和 4 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 19 議案第 31 号
令和 4 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 20 議案第 32 号
令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 21 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 22 報告第 4 号
専決処分の報告について (追加)
- 日程第 23 議案第 33 号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (追加)
- 日程第 24 議案第 34 号
令和 3 年度設楽町一般会計補正予算 (第 13 号) (追加)
- 日程第 25 議案第 35 号
令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(追加)
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 27 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので開会をしたいと思います。ただいまの出席議員は 10 名であります。なお、加藤弘文議員の御身内に不幸がございましたので、欠席届が出されました。受理しておりますので御報告をいたします。定足数に達しておりますので、令和 4 年第 1 回設楽町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 おはようございます。ただいま議長よりお話がありました。加藤副議長のお母様がお亡くなりになられたということです。心より御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、議員各位におかれましては、年度末、何かと御多用のところ、御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、去る3月2日に開会いたしました本定例会も、本日をもって閉会となります。令和4年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の改正など、議員の皆様方には、多くの議案につきまして十分な審議を賜りましたことを、心より感謝申し上げます。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について報告します。

3回目の接種済み人数を、3月議会初日に1,902人と報告しましたが、最新的人数は2,861人となりました。接種券を発送しました方の約75パーセントとなっております。5歳から11歳のワクチン接種につきましては、対象者157名のうち77人、約49%が接種をされました。4月の小児ワクチンの追加配分が決定されましたので、まだ接種をされていないお子様の保護者に案内を発送したところがあります。

愛知県に出されておりました「まん延防止等重点措置」も3月21日をもって解除になりましたが、県では引き続き「厳重警戒」と位置づけ、第6波の終息に向けて感染防止を呼び掛けております。町内におきましても、感染者が少し落ち着いていると感じておりますけれども、お隣の韓国では、3回目のワクチン接種率が日本より高いにも関わらず感染者が爆発的に増えているようです。今後も気を緩めることなく、状況を見守りながら感染防止を呼び掛けてまいりたいと思っております。

次に、職員の定期人事異動についてです。

令和4年度に向けた職員の人事異動の内示を、3月18日金曜日に行いました。課長職1名を含む数名の職員の退職に伴い、新規の事務職6名、保育士2名を採用いたします。昨年の事務職の新規採用が5名でしたので、2年間で11名の事務職員が交代したことになります。若い職員が増えておりますけれども、新たな職員体制により円滑な町政運営に努めてまいりたいと思っております。

さて、本日は、工事の変更契約に係る専決処分の報告1件、条例改正1件、補正予算2件を追加上程させていただきました。議会初日の上程議案と併せまして、慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、議会最終日にあたり私の挨拶としたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

10 田中 おはようございます。令和4年第1回定例会第3日の運営について、3月22日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第2から日程第8までは一括上程します。

日程第9から日程第20までは、予算特別委員会に付託の新年度予算で一括上程します。

日程第21は設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第22から日程第25は追加案件で、日程第22は専決処分の報告です。

日程第23は条例の一部改正です。単独上程し、質疑、討論、採決です。

日程第24から日程第25は補正予算です。一括上程し、単独で質疑、討論、採決です。

日程第26、27は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出であります。詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。

「定期監査報告について」報告します。監査委員より地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

議長 日程第2、議案第8号「設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について」から日程第8、陳情第1号「国道257号と町道田内清崎線との交差点に信号機ならびに横断歩道を設置する陳情書」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 令和4年第2回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和4年3月14日月曜日午後2時57分から午後3時17分まで総務建設委員会を開催いたしました。出席者は、総務建設委員5名及び議会事務局長。執行部より、町長、副町長、教育長をはじめ、担当課長の出席をいただきました。付託された議案5件、陳情1件を審議し、その結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件。議案第8号「設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑1件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容は、一読願います。

議案第11号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑1件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容は、一読願います。

次に、陳情第1号「国道257号と町道田内清崎線との交差点に信号機ならびに横断歩道を設置する陳情書」についてを審議いたしました。質疑1件、討論なし。全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。質疑の内容は、一読願います。

2その他について審議いたしました。

奥三河総合センターで、ワーケーションの実験が愛知県市町村課の主催で行われました。すごく良いものだったので、必要な施設をぜひ残して続けてほしいが、愛知県に対して要望するつもりはあるか、との質疑がありました。内容を把握し、残せるものなら残すよう要請していく、という答弁をいただきました。

以上で委員長報告を終わります。

5 今泉 令和4年第1回文教厚生委員会委員長報告を行います。

3月16日水曜日午後3時29分から午後3時32分、文教厚生委員会を開催しました。出席者は、文教厚生委員6名、議長、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、町民課長、津具総合支所長、保健福祉センター所長、生活課長、教育課長。付託された議案1件を審議、審議の結果を報告します。

審査事件1、付託事件(1)、議案第13号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」審議しました。質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

2 その他、なし。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 以上で委員長の報告が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第8号「設楽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 10 号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 10 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 11 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 12 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 13 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 1 号「国道 257 号と町道田内清崎線との交差点に信号機ならびに横断歩道を設置する陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第 1 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第 9、議案第 21 号「令和 4 年度設楽町一般会計予算」から日程第 20、議案第 32 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の 12 議案を一括議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 議長、予算特別委員会副委員長、6 番金田。

議長 6 番金田敏行君。

6 金田(敏) 予算特別委員会の加藤委員長が本日欠席ですので、副委員長の金田が報告いたします。

令和 4 年度設楽町議会予算特別委員会の委員長報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

予算特別委員会は、令和 4 年 3 月 14 日月曜日、及び 3 月 16 日水曜日の両日にわたり、令和 4 年度設楽町一般会計歳入歳出予算並びに特別会計歳入歳出予算について慎重審議いたしました。その経過と結果は以下のとおりです。

3 月 14 日、午前 8 時 59 分から午後 2 時 37 分まで、総務建設委員会所管の審議を行いました。出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当課長及び担当職員と、委員 10 名全員です。

質疑内容は以下のとおりです。

一般会計予算案の「歳出」に関する質疑は合計 120 件で、その内訳は、議会費の審議では質疑なし。総務費の審議では質疑 60 件。農林水産費の審議では質疑 22 件。商工費の審議では質疑 17 件。土木費の審議では質疑 15 件。消防費の審議では質疑 6 件。災害復旧費の審議では質疑なし。公債費の審議では質疑なし。諸支出金の審議では質疑なしです。

続いて、「歳入」に関する審議では、質疑 7 件。特別会計予算に関する審議では田口財産区特別会計予算、質疑 5 件。段嶺財産区特別会計予算、質疑ありませんでした。名倉財産区特別会計予算も、質疑はありませんでした。津具財産区特別会計予算も、質疑はありませんでした。

その他は、なしです。

次に、3月16日午前8時57分から午後3時13分まで、文教厚生委員会所管の審議を行いました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当課長及び担当職員と、委員 10 名全員です。質疑内容は以下のとおりです。

一般会計予算の「歳出」に関する質疑は合計 127 件で、その内訳は、総務費公共交通費の審議では質疑 2 件。民生費の審議では質疑 52 件。衛生費の審議では質疑 35 件。農林水産費の審議では質疑はありませんでした。土木費住宅費の審議では質疑はありませんでした。教育費の審議では質疑 38 件。

続いて、「歳入」に関する審議では、質疑はありませんでした。

特別会計に関する質疑は合計 25 件で、その内訳は、国民健康保険特別会計予算では質疑 7 件。後期高齢者医療保険特別会計予算では質疑はありませんでした。簡易水道特別会計予算では質疑 4 件。公共下水道特別会計予算では質疑 3 件。農業集落排水特別会計予算では質疑 5 件。町営バス特別会計予算では質疑はありませんでした。つぐ診療所特別会計予算では質疑 6 件。

質疑終了後の討論では、一般会計予算を反対とする討論 1 名。一般会計予算を賛成とする討論 1 名。討論は、本日 3 日目に行います。

予算審議終了後に採決を行い、以下のように決しました。

議案第 21 号「令和 4 年度設楽町一般会計予算」、討論、反対・賛成各 1 名は本日行います。採決の結果、8 対 1 の賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 22 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」では、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 23 号「令和 4 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」では、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 24 号「令和 4 年度設楽町簡易水道特別会計予算」では、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 25 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計予算」では、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 26 号「令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」では、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 27 号「令和 4 年度設楽町町営バス特別会計予算」では、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 28 号「令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」では、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 29 号「令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計予算」では、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 30 号「令和 4 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」では、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 31 号「令和 4 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」では、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 32 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計予算」では、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、令和 4 年度予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 21 号「令和 4 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 私は、町民の皆様、並びに町長、議員の皆様の御期待に応じて、令和 4 年度一般会計予算に反対する立場で討論を行います。

令和 4 年度一般会計予算は、歳入・歳出 60 億 3,000 万円弱で前年度比 6.4%、2 億 6,700 万円の増となりました。ただし、簡水、公共下水、農集排の公営事業化に伴う資金積立への操出があり、実質的には減額です。

今日的な予算のあり方はどうあるべきでしょうか。第 1 は、コロナ対策を優先した行財政、第 2 は、地域経済循環にシフトした地域振興。第 3 は、暮らし・福祉の向上を目指した施策だと思います。

新年度予算で言えることは、次のような点です。

町長は、施政方針説明で、コロナ対策と社会経済活動の両立を掲げ、新型コロナへの対応を切れ目無く行っていくと述べましたが、不十分と言わざるを得ません。ワクチン接種では、前倒し接種を進めたことは特筆に値するものの、病院統合・病床削減の中止や、保健所の充実について国県に要請することに消極的です。

「社会経済活動との両立を図る」という、町長の所信を可能にするのは、無症状の感染者を早期に発見、隔離する PCR 検査等の拡大が欠かせませんが、真剣に追求しようとする姿勢はありません。第 7 波が押し寄せたとき、これでは不安です。コロナ感染を理由に中学生海外派遣事業を中止にし、町主催イベントも最小限のものにしたという一方で、コロナ感染が世界的にまん延している中での国際イベント WRC 開催を強行しようとしていることは矛盾しており、一貫性はありません。

今回の予算では、いくらかの新しい施策も出されました。しかし、全体的に見れば前年度を踏襲しただけの予算です。かつて、町政は住民の福祉向上のためにあると言われてきましたが、それは単に高齢者福祉や一般的な福祉向上のことだけを言っているではありません。絶えず、住民生活の向上が図られなければならないことだと理解すべきです。その点で、交付税、譲与税の収入増が期待されなくもない中、ごくわずかの一部を除き、住民生活や福祉の向上の施策がないのは納得できません。福祉移送サービスや、高齢者福祉タクシー補助金のさらなる改善、学校給食無料化などにも何の進展も見られません。高齢者の補聴器普及、在宅重度特別障害者手当制度の周知・徹底、灯油燃料費の高騰、米価下落に対する救済などに積極性を感じません。

町長は、新年度予算について、新規事業よりも現行の各種事業の見直しが重点となる予算とも述べています。見直しとは、しばしば廃止、削減、縮小を連想さ

せる用語として使われますが、住民の願いである福祉向上の新規予算がほとんどないことは、ここから来ているのではないかと思われます。そして、福祉施策は、引き続き他の施策の下位に置かれ続けているのです。

その反面、見直しが必要な移住・定住事業の毎年10世帯の移住者確保は堅持し、継続しています。大きな軌道修正が必要ではないでしょうか。道の駅にまつわる観光行政、山城に付帯する施設整備など、ダム建設事業と観光施策を連携させる取組や、WRCイベント開催などが計画されています。支出全体の中で、実際的にはそんなに訪問者が増えるわけでもないのに観光施策とインバウンドを当てにした政策に比重が置かれています。ポイント付与や保険証代わりになるなどと言ってあの手この手で普及しようとしているが、安全性やプライバシーの保護が懸念されるマイナンバーカードの普及に力を入れようとしています。人類の喫緊の課題である地球温暖化防止のため、住民や事業者を含めた再生エネルギーの導入、省エネ推進の施策展開が今ほど求められているときはありません。しかし、町では区域事業化編は作成されておらず、脱炭素化事業の取組は大変鈍いと言えます。

以上の点から、令和4年度予算に反対するものであります。

なお、教員の多忙化解消のための新規学習指導員などの配置、やすらぎの里の社協への指定管理、治療食の配食サービス追加は評価します。遅れている公共下水道工事は、年月がたつほど高齢化に伴う加入困難世帯が増えることは明らかであり、スムーズな工事の進展を要望し、甚だ簡単ではあります。令和4年度一般会計予算の反対討論とします。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

5 今泉 それでは、賛成の討論を行います。

令和4年度の当初予算について、賛成の立場で討論をします。

一般会計の予算規模は、前年度比較で4.6%増加し、約60兆円となりました。

昨年度に続く、本町としては大型の予算となっています。これは、……

議長 委員長、60兆円を今訂正しておいたほうがよろしくないですか。

5 今泉 ああ、60兆円。どこまでやったかわからなくなる。これは、令和5年度から、簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業の各会計の財務処理において公営企業法の適用にかかる資金確保が必要となり、各事業の運営資金へ積立を行う必要があるため、約6億円の増額が主な要因となっています。一般会計から繰出金として賄うのは、町長の施政方針で述べられおり理解できます。財政健全化においても、これといった究明することはありません。

本町の大型事業もほぼ終了し、残りは公共下水道の導水管設置、並びに設楽ダム本体工事も令和8年度の終了を目指しています。それに伴い小水力発電も同時進行し、町民に少しでも電気の還元もできるよう検討することも聞いています。

また、道の駅したら、八橋斎苑も、今のところ懸念材料も認められず順調に推移しています。更に、きららの森整備事業、ダム湖周辺の整備、公園の設置などの予算が示されており、観光客、移住定住者などを呼び込む手段が伺われます。

また、国民保険、介護保険、子育て事業なども充実しており問題はありません。教育事業は、小中学校ICT支援による授業の運営円滑化、効率化を進め、魅力ある授業づくりや、鳥獣関係では、ヤマビル被害の拡散防止に基づき引き続き講習会の開催、殺ヒル剤、忌避剤の配布も理解できます。

今は新型コロナウイルス、オミクロン株が終息していませんが、愛知県も3月21日をもって国の方針でまん延防止等重点措置の解除になりましたが、愛知県は、

引き続き県独自の厳重警戒が発令中で感染予防対策が必要です。これに伴い、設楽町は3回目のワクチンも順調に推移しており、この夏には4回目のワクチンの投与が国の方針で示され、本町はどこの市町村よりも素早く対応しており期待しております。

令和4年度は、パワートレイル、世界ラリー選手権などのイベントも計画され活気に溢れています。また、小中学校の統合問題も令和6年をめどに町民との意見交換も実施されています。

以上のとおり申し上げましたように、本予算にあっては、町民のための予算計上と認められます。これらのことを鑑み、一般会計、特別会計など精査するも懸念材料は見当たらず、総合的に判断し、賛成討論とします。

終わります。

議長 確認させていただきます。冒頭の、一般会計予算60兆と言われましたけど、明らかに町の一般会計は兆のつくものはありませんので、訂正されるのでしたら今。

5今泉 約60億円です。訂正します。

議長 はい。確認しました。

ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論をこれで終わります。

議案第21号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第22号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第23号「令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 24 号「令和 4 年度設楽町簡易水道特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 24 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 25 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 25 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 26 号「令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 26 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 27 号「令和 4 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 27 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 28 号「令和 4 年度設楽町つく診療所特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 28 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 29 号「令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 29 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 30 号「令和 4 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 30 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 31 号「令和 4 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 31 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 32 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 32 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 21、「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

4 原田 おはようございます。令和 4 年第 2 回設楽ダム対策特別委員会委員長報告をします。

3 月 18 日金曜日 9 時 24 分から 11 時 25 分まで、役場議場で設楽ダム対策特別委員会を開催しました。出席者は、委員 6 名全員、議長、議会事務局長。設楽町からは、土屋町長はじめ 10 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、真鍋所長はじめ 5 名。愛知県豊川水系対策本部からは、水谷事務局長はじめ 4 名。設楽ダム関連事業出張所からは、加藤所長はじめ 3 名の出席がありました。

所掌事務の調査後、右岸側設楽ダム切替水路等の視察を 11 時 30 分から 12 時 5 分まで行い、現地にて解散しました。

次に、所掌事務の調査内容について報告します。

冒頭において、2 月 17 日に逝去された故・伊藤武委員長の御冥福を祈り黙祷を捧げたのち所掌事務の調査に移りました。

（1）設楽ダム建設事業における令和 3 年度の進捗状況等について、設楽ダム工事事務所から説明を受けました。その中で、真鍋所長から中部地方整備局ダム事業費等管理委員会での質疑内容が報告されました。内容は、ダム本体における

詳細のボーリング調査を行った結果、岩盤の掘削量が想定よりも増えたこと。ダム法面の地すべり調査を行ったところ、11か所の対策工が必要になったこと。付替県道小松田口線において橋脚が地すべり地内になったため、線形の見直しが必要になったこと。労働条件に配慮した、適正な工期の確保を考慮するなど、今後の事業進捗について精査が必要になっていること、とのでした。

それらを受け、質疑に入り、委員から設楽ダムの完成年度の延期について、主要地方道設楽根羽線の暫定通行について等の質問がありました。

次に、(2)愛知県設楽ダム関連事業について、の説明を、加藤設楽ダム関連事業出張所長から受けました。質疑内容は、道路法面の吹付についてや、河川整備計画の進捗状況についてであります。

また、(3)設楽町設楽ダム関連事業について、は時間の都合上次回に延期をしました。

その他はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第22、報告第4号「専決処分の報告」を議題といたします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 それでは、報告第4号「専決処分の報告」についてを説明しますので4ページを御覧ください。

田口地内で施工しております「令和3年度簡易水道配水管更新工事(R3-1)」につきましては、令和3年9月2日開催の定例議会において、工事請負契約の締結に係る議会の議決を得た工事であります。また、令和4年3月2日開催の定例議会で、補正予算の中で繰越明許費も含め説明し、議決を得ている工事であります。

今回、「設楽町長の専決事項の指定」第1項に該当する「300万円以下の契約金額の変更」が生じたので、「地方自治法」第180条第1項の規定により、令和4年3月7日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づいて、議会に報告するものであります。

今回の主な変更内容につきましては、7ページの位置図で示す、国道257号線の配水管更新工事において、既設管と新設管——更新管のことですが、を接続し、通水することで仮設管工事の一部を減らすことができたため、このことにより関係工事の施工延長を減らすことができたということで、減額変更するものであります。

変更内容の詳細につきましては、生活課長から説明させていただきます。

生活課長 今、副町長より説明がありましたとおりでありますけれども、今回の変更の主な点ですけれども、先ほど説明がありましたように国道の257号の布設部分なのですけれども、水道管の布設替えというのは、当初仮設の管を入れて、そこに通水をして皆さんに水道を使っていたかしながら古い管を撤去して入れ替えるというのが手順なのですけれども、今回この国道257号の一番下手側を掘って、現地を再調査したところ、国道に本管が入っていないで国道沿いの皆さんはその上の細い道に入っている管から管路を下ろして給水をしているということが判明しましたので、今回国道に新たに水道管を入れまして、先に通水をしまして、そちらとつなぎ替えてからという形の施工にしました。その部分についての仮設

が不要となりましたので今回その部分の減額をさせていただくものであります。
以上です。

議長 報告の説明が終わりました。

報告第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号は終わりました。

議長 日程第23、議案第33号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第33号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。8ページを御覧ください。

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由につきましては、まず、年間の保険料の算出の根拠となるのは、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額そして介護納付金賦課額であります。そして、今回、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、国民健康保険制度——国民健康保険法の改正がありまして、いずれも限度額をアップしたことに伴う改正であります。

この限度額の設定につきましては、社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた、公平なものである必要がありますが、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしているものであります。

詳細につきましては、町民課長のほうから説明させていただきます。

町民課長 それでは、国民健康保険条例の一部改正について御説明させていただきます。10ページをお開きください。

改正前と、改正後の比較が載っておりますので、そちらのほうで説明させていただきます。

まず21条の基礎賦課限度額については、改正前ですと63万円という限度額でしたが、それを2万円引き上げる65万円とするものです。

続いて、21条の12、後期高齢者支援金等賦課限度額、これについても19万円の賦課限度額を20万円に引き上げるというものでございます。

続いて、33条です。低所得者の保険料の減額ということで、この条文中、改正前は63万円を65万円に改正するというものです。

続いて11ページ、裏面をお願いします。第4項中、改定前ですと63万円と19万円、それぞれありますが、それぞれを65万円と20万円に読み替えて解釈してくださいねという条文改正になっております。

続いて、次の第5項についても、63万円を65万円と読み替えてくださいねと、読替え条文でございませぬ。

説明は以上でございませぬ。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この賦課限度額の引上げによりまして、保険料収入はどれくらい増になるの

かということ。それから、この条例が改正された場合に、改正を受けて補正予算を作成する必要があると思うのですが、それはいつ頃になるのでしょうか。

町民課長 この改正によって、まず対象となる世帯が、基礎賦課限度額に該当する世帯が2月末現在で2世帯ございました。そうしますと、保険料収入とすると、2世帯で、今回2万円の増額ですので4万円の増となります。続いて、後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げが1万円されております。これに該当する世帯が2月末現在で3世帯。1万円の引上げですので3万円。先ほど申し上げておりました基礎賦課限度額と合わせて7万円の増となります。補正予算のほうですが、金額が7万円と少額ではありますので、予算の範囲で対応できると思っておりますので必要ないと思っております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、議案第34号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第13号)」から日程第25、議案第35号「令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第34号から議案第35号について、一括して説明させていただきます。

3月議会初日に一般会計補正予算はじめ、6つの特別会計の補正予算について可決していただいたところですが、その後、一般会計については、現在実施している3回目の新型コロナワクチン接種事業に5歳から11歳までのワクチン接種を追加して実施するために補正をさせていただくものであります。また、後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者医療保険の額の確定に係る補正であります。いずれも、初日の補正には間に合わなかった内容ですので、よろしく願いいたします。

それでははじめに、議案第34号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第13号)」についてを説明しますので、12ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、予算総額63億3,973万4,000円とするものであります。

第2条の「繰越明許費」につきましては、15ページの第2表を御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金事業、1,792万1,000円につきましては、令和4年2月16日開催の臨時議会の補正予算において、732

世帯を想定してお認めいただいたものの一部ですが、非課税世帯等臨時特別給付金事業のうち、未申請、未支給分については、翌年度に繰り越して対応するものがあります。また、繰越額に端数が生じているのは、1世帯、10万円の給付金に、一般通信費及び公金振込手数料を合わせて繰り越すためであります。

2つ目の、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業、440万6,000円につきましては、現在実施している新型コロナワクチン3回目接種に、5歳から11歳までのワクチン接種を加えて実施することに対し、国庫補助金の追加交付が決定しましたが、ワクチン接種の年度内対応が困難なため、繰越明許費を新たに設定するものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書22ページ、23ページを御覧ください。

4款衛生費、1項、2目予防費は、新型コロナワクチン接種事業費として、繰越明許費で説明したとおり、現在実施している新型コロナワクチン3回目接種に5歳から11歳までのワクチン接種を加えて実施することに対し、全額国庫補助金の追加交付を受け、ワクチン接種事業を実施するために必要な内容を予防費として、1節報酬から17節備品購入費まで、合計190万円を追加計上し、補正させていただくものであります。

続きまして、歳入について説明します。補正予算に関する説明書20ページ、21ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項3目、衛生費国庫補助金は、1節予防費補助金において、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業の補助金として、今回の歳出補正予算の財源を、全額国庫補助金として補正するものであります。

次に、議案第35号「令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」について説明しますので、26ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ613万1,000円を増額し、予算総額を2億1,269万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書35、36ページを御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節、負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療保険の額の確定に係る補正であります。

続きまして、歳入について説明します。補正予算に関する説明書33、34ページを御覧ください。

1款、後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料は、年金から支払われる特別徴収保険料、及び、口座振替や、現金納付などによって支払われる普通徴収保険料の保険料の額の確定によるものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第34号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 34 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 35 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 35 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 26、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 日程第 27、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 本日、金田生活課長の定年により退職されることとなります。ここで一言御挨拶

挨拶をお願いいたします。

…本日ではなくて、今期です。

生活課長 貴重な御時間をいただきまして、最後の御挨拶をさせていただきたいと思
います。

この3月をもちまして、定年ということで退職をさせていただくことになりました。38年間の役場生活、皆さんの御協力をいただきまして無事過ごすことができました。これも皆さんの御協力、御支援のお陰かと思
います。どうもありがとうございました。

38年前に私が役場に入ったときは、農林課ということで農業土木のほうをやら
せていただきました。そのとき、原田直幸議員が私の直属の先輩として、いろい
ろと何も役に立たない私を指導していただきまして、なんとか私もこの役場の職
員生活を全うできたと思っております。この38年、私は、ほぼ物を作ることしか
やってきていませんでした。事務仕事については不得意でありまして、皆さんに
も御迷惑をかけたことが多々あるかと思
います。

退職しましたら、また役場のほうで再任用という形で、時間は短くなるので
すけれども来させていただいていろいろやらせていただきたいと思いますと思
っておりますので、また御支援・御指導のほどをよろしく願いまして、私の御挨拶とさせて
いただきます。どうもありがとうございました。

[拍手]

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年第1回設楽町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分